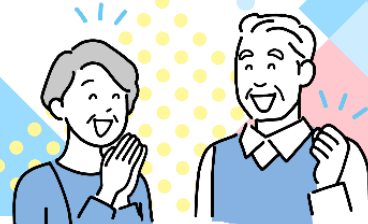


砂川市では事業承継に取り組む事業者を
支援するため、経費の一部を補助します!!

事業承継促進事業補助金



CHECK!!
01



【対象事業】

市内に本社または主たる営業所を有する中小企業者で、円滑な事業承継を行うために、経営課題や後継者問題を解決する事業を行ったとき

CHECK!!
02



【対象期間】

交付決定日から当該年度の3月末日まで
※ 3月末までに完了する経費が対象となります

CHECK!!
03



【補助額・対象経費】

○対象経費の1/2を助成(限度額:50万円)

事業承継業務を金融機関や税理士などの専門事業者に依頼する初期診断料、課題分析料、コンサルティング料、税制申請委託料、企業価値の算定料、事業承継計画の作成料、仲介またはマッチングの登録料、仲介の委託契約料

※ 対象とならない経費: 振込手数料、専門業者への顧問料、成功報酬、役員報酬、訴訟・トラブル対応にかかる経費

CHECK!!
04



【事業実施の流れ】

- ①砂川商工会議所へ事前相談し、申請書や事業計画書などの書類作成の支援を受けます
- ②申請書等を商工会議所へ提出。市が資格要件・事業内容等の審査を行い、対象事業として決定後、決定通知書を送付します
- ③対象事業の実施(年度内に事業を実施し完了する必要があります)
- ④完了報告を商工会議所へ提出。市が事業内容・経費内容の検査を行い、補助金の額を確定後、確定通知書を送付し補助金を交付します

★お問い合わせ:砂川市 経済部 商工労働観光課 商工振興係
☎ 0125-74-8382(直通) MAIL:s-shinko@city.sunagawa.lg.jp

